

医療の「近代化」と在村医

—入間県を事例に—

細野健太郎

はじめに

明治初期、現在の埼玉県域西部には入間県と称する県が置かれていた。この事実は意外に知られておらず、ましてや、その実態に関する(1)はほとんど明らかにされていないといつても過言ではない。この理由はいくつか考えられる。明治四年（一八七二）の十一月に置かれる入

間県は、置県期間が一年半と短かった。また、当時の群馬県と合併して熊谷県となり、その熊谷県も数年で分割され、旧入間県域が旧埼玉県と合併し現在の埼玉県となつたのちに、当時の県庁文書がほとんど失われてしまつていく。短期間でありまとまつた史料が残らなかつたことから、その県政が顧みられることはあまりなかつたのである。

本稿では、以上のような問題意識をもちつつ、入間県における衛生行政をとりあげる。明治初期の衛生行政は、欧米の制度・技術・知識を攝取し医療の「近代化」をはかるべく推し進められた。(3)この医療の「近代化」の展開を入間県政を例にみてゆきたい。

ところで、政府・各府県の施策実施にあたつては、一九世紀初頭以来蘭学（洋学）を学び医療活動に携わつた在村医達が、地域におけるその担い手となつていたとされる。在村医とは、村々で医療行為を職業とする人々のことである。蘭学を習得した在村医の展開は、在村蘭学とよばれる。そして在村蘭学とよばれるその潮流が、医療の「近代化」に大きく貢献していたと理解されているのである。(4)本稿は、医療

の「近代化」とこの在村蘭学との関わり方にも検討を加えるものである。

一 入間県の成立と衛生行政の展開

入間県は、明治四年十一月十四日に成立する。県域は、かつての武藏国入間・高麗・比企・横見・秩父・児玉・賀美・那珂・大里・幡羅・榛沢・男衾・新座郡と多摩郡の一部である。成立以前は、この県域に川越県をはじめとした一五県域が存在した。これら諸県域を統合して成立したのが入間県である。まず入間県政を担当したのは、参事の小笠原幹であった。小笠原は、秋田県参事より転任してきた元福井藩士であり、明治五年九月二日まで在任した。つづいて県政を担当したのは、元幕府目付の沢簡徳である。沢は、維新後に徵士となり、刑法官判事試補から刑部大丞を経て入間県権令となつた。明治六年二月七日になると沢は福岡県権令に転任し、後任として元宮津藩士であった河瀬秀治が入間県令兼群馬県令として着任する。河瀬は着任前、武藏知県事、小菅・印旛県令を勤めていた。この河瀬は入間県と群馬県の県令を兼務しており、明治六年六月十五日には両県が統合され熊谷県が成立することになる。この僅か一年と半年あまりが、入間県の存在していた期間である。⁽⁵⁾ なお、入間県政を支えた官員の構成をみると、沢簡徳権令時代には権参事宮城時亮、典事小池浩輔以下山口県土族で大半を占められており、入間県は長州系の府県であるといふ。⁽⁶⁾

医療の「近代化」と在村医（細野）



この入間県政が展開をしていた時期、明治政府の衛生行政は種痘の奨励と壳薬の取り締まりが中心であった。政府の衛生行政が本格化するには明治七年八月に発布された「医制」成立からであるといわれている。「医制」は歐米の医事制度を範としたものであつた。この「医制」成立以前の政府の衛生行政は、未成熟な段階にあつたものと思われる。このため、各府県における衛生行政もそれほどの進展がみられるわけではなかつた。そうした段階にあつて、今回取り上げる入間県では、衛生に関わる施策のいくつかをみることができる。以下では、入間県において行われた施策を順をおつてみてみたい。ちなみに、施策を担当していたのは入間県庶務課であつた。⁽⁷⁾

当初県域に触れ出された布達は、旧管轄県役所よりのものであり、置県直後の入間県は、すぐさま施策を実行できたわけではなかつた。ようやく入間県の名で布達が出されるようになるのは、十二月も末となつてからであり、⁽⁸⁾年が明けても、未だ触れ出される施策は少なかつた。そうした時期に、次のような布達が出されている。⁽⁹⁾

此度施薬院之名号ヲ被廃、更ニ医学所与改称被仰付候條、當県管下医生中業躰向之儀者、向後医学所管轄可為事

壬申正月

県庁

これは、明治五年正月の布達である。布達によれば、施薬院という施設の名称を廃止して、医学所と改称したとある。さらには、入間県管下での「医生中業躰向」はこの医学所が管轄をするとしている。つまり入間県では、置県早々医学所という医務取締機関を川越に設置し

たのである。入間県成立以前の川越は川越県の役所が置かれていた。施薬院もそのひとつで、「施薬」を行つていたと思われる。入間県では、川越県の施設を利用して県政を展開していた。⁽¹⁰⁾

二月になると、この医学所が早速機能をするようになる。

管内

医師中

此度医学所ニおるて業躰学科共試験被仰付候條、勿々罷出可申、別而篤志之者ハ入学可令勉勵候事

壬申二月

県庁

この布達は、「管内医師中」を対象として出されたものである。医師に対しても医学所において業躰と学科の試験を行う旨を告げ、早々に受験をするように申し渡している。さらには、希望する者には入学の上で勉励するようになるとある。この布達によつて、医学所の機能を二点ほど確認することができよう。「業躰学科共試験」を行う点、そして医学校的機能を持つてゐる点である。「業躰学科共試験」とは、のちに医術開業試験とよばれ全国的に施行されるようになる試験に性格の近いものであろう。医術開業試験は、明治七年の「医制」第三十七条にその実施を明記されたものである。この布達からは、それより先立つこと二年前に入間県でその実施がはかられていたことがわかる。のちに入間県域をも含み込むこととなる埼玉県では、医術開業試験の実施は明治十年の医務条例制定を待たねばならなかつた。また、川越の医学所が有していた医学校的機能であるが、入間県域を含み込む以前

の旧埼玉県においては、医者の監督や医学生養成を目的とした「医館」、医者の再教育機関「医学講習所」の設置は明治八年であった。⁽¹³⁾隣接する旧埼玉県と比較すると、入間県の試みが早期のものであることがわかる。

ただ、入間県と同時期の例も存在する。たとえば宇都宮県では明治五年に共義病院が設立され⁽¹⁴⁾、長野県域に存在した筑摩県では、明治四年にその前身である松本藩に置かれた病院の機能に、明治六年、医学校機能が付与される。⁽¹⁵⁾入間県の近県にはこれらの例もあった。

さて、入間県に話を戻そう。四月になると、三月に文部省より出された売薬規則が入間県でも管下に布達される。⁽¹⁶⁾その頃、庶務課では次のような稟議が行われていた。

布告

一、専ト渡世之者、病人之容脉藥剤之方法医師之方角業術之當否

をトひ、甚しきニ至而者医師之姓名を差図いたし候様之儀間々

有之哉ニ相聞、以之外之事ニ候、自然右等之儀有之ニおいてハ

岐度咎方被仰付事

一、薬種店ニおいて売薬之儀ハ先般御布令之旨も有之、文部省東校検査之上免許無之藥剤ハ専弘一切不相成段勿論之事ニ候、自今新発明之藥方有之候ハ、先医学所届出可申、万一勝手ニ専弘せしむるニおいてハ岐度咎方被仰付候

一、医師之内、盲人ニ而病人診察せしめ藥剤等差出候儀ハ、向後

堅被差留候事、

医療の「近代化」と在村医（細野）

右之通及布告候条、孰れも心得違有之間敷候事、

右之通布告可被仰付哉

一条目では、専トを渡世とする者が、病人に対し容態や藥剤の処方、医師の「方角」、治療の技術の是非を占い、甚だしい場合に至つては医師選択の指図まで行うことを禁じている。つづく二条目では、文部省の出した売薬取り締まりの規則をうけつつ、新規の薬種販売における届出制を取り決めている。最後の条文は、盲人の医師開業を禁じたものである。これらは、「医師」とよびうる生業の範疇を規定し、薬種の取り締まりを強化したものである。医師の業脉学科試験を実施すると同時に、医療従事者たるべき存在を明確に示したのであった。両者の施策によって、入間県衛生行政が、まず医療従事者の把握・制限からはじまったことがわかる。

その翌五月には次のよう布達を確認することができる。⁽¹⁷⁾

管内

医師

右者業脉学科共試験可致候条、早々医学所へ罷出候様先般及布告候處、于今何等之子細も不申出其儘医業相當居候者有之趣甚以心得違之事ニ候、自今等閑ニ相心得候者於有之ハ屹度可及沙汰候間此段可相心得候也

壬申五月

入間県庁

右之趣区中医業之ものへ不洩様可達もの也

医師の業脉学科試験は、その実施が順調に行われた訳ではなかつ

た。この布達はその事を示している。医師のなかには、県の指示を無視し從来通り医業を営み続ける者がいた。この五月には、二月の施策の徹底がはかられたのである。

そのようななか、八月になると文部省より学制が公布される。学制は、周知のごとく全国を大中小学区に分け、督學局を設け、教員養成学校設立を趣旨としたものである。実施後数年で小学区には多くの小学校が設置されたが、その大半は寺子屋の再編であったという。入間県では、この学制公布が衛生行政と関わることとなつた。次の布達をみてみよう。⁽¹⁹⁾

管内

医師中

壬申十一月

宮城・入間県権參事

沢 入間県権令

但即今管下医生人員各大区戸長副ニ於テ別紙雛形ニ照準取調可申出候事、尤長副ニ於テ医生頭取取締等人選見込之義有之候ハ、是亦可申出候事

右及布告候也

今般文部省ヨリ頒布相成候学則之趣ニ付、当医学所を小学校ト改唱せしめ候、就而者学則牴觸完全候迄先ツ変則ニ隨ひ医業一般從前之通同所ニ於て統轄候事、此旨可相心得候事

壬申八月

入間県

入間県では、「学則」（学制）が公布されたことにともない、医学所を小学校とすることで対応しようとしたのである。この際、学制二十八章⁽²⁰⁾を適用させ医業一般の統轄を継続させたのであつた。

十一月になると、次のような布達が出される。⁽²¹⁾

一、管下医生業牴学科共試験之儀ニ付當春以来追々御布告被仰出候處、間々因循其期限ニ洩候族も有之哉ニ相聞へ甚以不都合之事ニ候、依之今般第一大区小学校ヲ本トシ更ニ各大区ニ於テ医

生数名人選遂ケ頭取其他取締二三名置キ、毎月会所又ハ便宜之地ニ就而者集会所ヲ設ケ病者施薬利害得失ヲ注意シ、春秋両度ニ至リ管下一統大試験以テ医生等級ヲ分チ、銘々応対問答錄ヲ記載シ、是ヲ活版ニ写シ文部省ニ伺ヒ広ク売捌キ被仰付候事、此段為心得相達候事

この布達からは、五月の再触以後も試験を受けない者達がいる事態に対応しようとした様子がうかがえる。まず、小学校と改称された旧医学所を中心に、管下に一一区ある大区ごとに医師数名から人選を行い、頭取や取締役を設置することとした。そのうえで、毎月会所または集会所で区内の医師に薬の効用や注意を説く。さらには、春秋の二度業牴学科試験を実施し、医師の技量に応じた等級をつける。そして、各自の治療の過程を「応対問答錄」として記録し活版印刷を行つた上で文部省に伺いをたて医師達に販売する方針をうちだしたのである。「応答問答錄」とは、治療用例集であろう。治療用例集を版行することで、広く治療の知識を管下医師に伝達せしめようとはかつたのである。なお、大区ごとの医師調査の雛形も附され、それには「蘭漢

医其他医業ヲ証ス⁽²²⁾との文言がみえる。このとき、蘭方医・漢方医・その他を対象とした調査も行われたのである。

この布達のもつ意義は、次のように考へることができる。衛生行政は、二月や五月の段階では医療従事者の把握・制限が主目的であった。それが、十一月には医療従事者の指導育成に中心が移つてくる。医師の指導育成は、二月より医学所で行うことにはなつていた。それが、十一月になり各区ごとに徹底して行おうとはかるようになつたのである。

ところで、こうした施策を行うかたわら、入間県では種痘の実施もすすめている。確認できる明治五年の様子をみてみると、川越に本局を設置し、各地に出張所として分局を設置する体制で行われていた。たとえば、分局の一つ越生の出張所では、種痘担当医が四人おり、二月から八月の間に六日に一度ずつの割合で種痘が行われている。⁽²³⁾種痘の施策をみると、明治五年二月の段階で医師を組織化して実施にあらせていた。種痘は置県当初より急務と考えられ、組織化が図られていたことがうかがえよう。なお、ここでみられるような種痘担当医は免許の交付を受けて実施にあたつた。この交付の権限が明治五年九月に国から県へと移行する。文部省の布達によるもので、それが入間県でも十月に管下に布達された。⁽²⁴⁾

また、七月に次のような告諭文もだされていた。⁽²⁵⁾

墮胎禁止の儀に就てハ兼て嚴重御布令の趣有之候處、当県内に於ても今以て間々不心得の者有之様相聞以外の事に候、右ハ元來

政府に於て人民扶護の天職を尽され、衆庶をして天然の生数を保全せしめ、隨て人種蕃殖邦土開拓の宏謨を進張し、海内普く至仁の聖澤に沿し、厚生利用の本分を得せしめ度き深重の盛旨に有之候事に付き、下民ともに至るまで渥き御趣意を体認し、第一人たる者天倫の大道を弁し、人生の至親を重んじ、全体父母の權に於て其子の生殺を私する能ハざるの條理を悟り、覆育慈顧如何にも天賦の生成を遂げしめ度、父母当然の道を尽すべく、彼の殘忍刻薄禽獸にも劣れる浅間敷所業に陥るべからず候、此余万一同等閑に相考へ不良の弊習を改めず、至仁の盛旨に悖り、猥りに政府扶護の赤子を析賊するの悪業を為すに於てハ、當人ハ勿論、屹度嚴重の罪を論し、猶其処役人迄も無念たるべく候、殊には自然右兎下し等を業とし、其間に取持致し候様の者有之におけるハ一層重く罪科に可處事に付き、心得違有之間敷、此旨別て役筋の者に於て能々注意不取締の儀無之様、肝要の事に候、此段改て及布告もの也

壬申七月

これは、入間県管下において墮胎を禁止したものである。「兼て嚴重御布令」とあるのは、明治元年十二月二十四日付の墮胎を禁止した行政官布達のことかと思われる。政府の方針でもある墮胎禁止を、入間県でも一層の徹底をはかるため告諭文という形式で布達した。告諭文形式の県民説諭は入間県政の特徴のひとつでもあつた。

墮胎禁止と同時期、次のような施策も行われた。⁽²⁶⁾

道路橋梁を修理し、行旅人馬の自由を得せしむべき段、先般及布告置候事ニ付、管下一般緩せなく尽力せしめ候義に可有之候処、尚亦此度別紙之通掲示候条、此旨相心得別して宿町其外人戸稠密之地ハ不斷掃除、悪水等溜り不申候様可致、自然汚穢臭氣に感し、種々の病疾を生し、人命を害し候様にてハ不相済事に付き、銘々注意自他の健康を保全候様肝要の事候、此段更ニ布令によひ候也

壬申七月

別紙

- 一、合壁組合申合せ道路修理之儀、互に同心協力し、毎戸に補理致すへき事、
 - 二、路傍ニ古草履・馬沓其外塵芥を積置、或は汚物を置申間敷事
 - 三、木石其他往来の妨害に相成者は、早々取除ク可申事
 - 四、往還へ悪水を流し申間敷事
 - 五、溝浚へ怠りなく、溝無き所江ハ悪水の吐場を取設可申事
- 右之通り相定候条、万一不相心得ニテ等閑に打過候者有之におけるハ、速かに可届出候事

壬申七月

これは、道路橋梁の整備を命じたものであるが、路傍に悪水・汚物等が溜まつてると疾病発生の原因ともなりうるとの観点から、その撤去を求めていた。これも衛生行政の一環ととらえることができよう。

二 医師業脉学科試験の実施と在村医

本節では、入間県で行われた医師の業脉学科試験に焦点をあて、実

入間県衛生行政は、以上見てきたような展開をみせてきた。入間県は、明治五年早々医術開業試験を実施し、医学校的機能をもつ医務取締機関を設置し、医師の把握や教育を行つていつた。これら施策は、全国的にみて早い時期の例であろうと思われる。入間県政の特徴のひとつであろう。

ただ、明治五年十一月の布達以後、明治六年六月の入間県廃止まで衛生行政の施策を確認することはできない。これには、施策遂行者の存在が関わっているように思われる。衛生行政が展開されている間、県政の担当者は小笠原幹から沢簡徳へとかわっている。しかし、基本的な施策は小笠原県政時代にほぼ出されているものの、十一月に業脉学科試験の実施を推し進めているように路線は変わっていない。そこで注目されるのが、権参事・参事として小笠原や沢の補佐にあたつていた宮城時亮の存在である。宮城時亮は、入間置県以来の権参事であり、明治五年十一月からは参事として補佐にあたつている。そして、明治六年二月七日に宮城県参事へと転任してゆく。⁽²⁸⁾ 宮城は衛生行政の施策実施にあたつてその裁可のほとんどに関わつており、施策立案にも深く関わっていた可能性がある。衛生行政は、この宮城の在職期間に次々と行われていたのであつた。

施をはかつた県側に対し、村々で医療に携わる在村医達がどのような対応を示したのかを見てゆくことで、医療の「近代化」の側面を垣間みたい。

業歎学科試験は、明治五年一月にはじめてその実施が通達された。この通達を受け取った在村医のひとりに小室元長がいる。小室元長は、父祖代々医師を生業とする、入間県管下第五大区小八区番匠村（都幾川村）の在村医であつた。享保期に番匠村に住みはじめて五代目の小室家当主となる。小室家は、いわゆる漢蘭折衷派とよばれる漢方・蘭方を修めた医家である。三代目当主以来、産科を専門としつつ蘭方医学を攝取し、地域医療に従事していた。元長は、父祖以来の知識と技術をもつて医療活動にあたっていたのである。この小室元長が書き残した日記⁽³¹⁾に、入間県における業歎学科試験実施に対応する在村医の動向を見ることができる。

小室元長の日記をみていくと、明治五年二月十日の記述に、「入間県より医師業歎学科試験ニ付早々可罷出旨御触書到来」との文面がみえる。小室家には、医師業歎学科試験実施の通達が二月十日に届いたのである。その六日後の日記の記述をみてみよう。

老拙午後出立川角泊リ川越医学所試験ニ行、幸民不在ニ付篭屋へ立寄泊リ、夜ニ入幸民来る、明十七日都合不宜ニ付明後十八日二出張ト申事（中略）十八日笠幅通り獨行小川屋着十二時也、僕官次郎、桃木坂本賢治同道ニ而待居式字頃幸民并安藤東作同道着、夫より伊勢金着仕度いたし渥美松堂方へ罷出数刻之酒盛、永田も

来会試験規則等種々申談有之、翌十九日医学所拝見

冒頭に「老拙」とあるのは、小室元長のことである。このとき五一歳であった。二月十六日のこの記述によると、試験実施の通達が届いてから六日後に元長は川越医学所へ赴いた。その帰路であろうか。入

間郡川角村（毛呂山町）の在村医小室幸民のもとを訪れている。

ここで、小室幸民について若干述べてみよう。小室元長と小室幸民の関係は、元長の祖父三代目小室元長にまで遡る。三代目元長やその子元貞は、番匠村に如達堂という医術を教える私塾を開いていた。この如達堂には、秩父郡や足立・比企・入間郡などの村々から人々が集まり門下となっていた。そうした門下の一人に入間郡阿諱訪村（毛呂山町）の安藤文沢という者がいる。安藤文沢は在村医として活動もしたが、江戸の四ッ谷に出て開業をしていた。さらには伊勢鳥羽の領主稲垣家の侍医ともなった人物である。文沢の門下には、後に佐倉順天堂で活躍する佐藤尚中などもいたが、川角村の小室幸民はこの文沢の門に入り医術を学んだのであった。弘化二年（一八四五）に生まれ、明治十三年（一八八〇）に没する幸民は、その叔母が文沢の弟で如達堂門人安藤東作の妻となるなど、安藤家との関わりは深い。⁽³²⁾ そして、番匠村小室家の五代目元長とは、元長が安藤文沢の門下となつてている時期があることから、同門の関係ともなつていたのである。

さて、十六日に幸民を訪れた元長であつたが、幸民はあいにく不在であつたらしい。その夜元長の宿泊先に幸民が訪れ、十八日に番匠村に行く旨が伝えられた。十八日となり、幸民は桃木村（都幾川村）の

在村医坂本賢治と先述の安藤東作を伴つて番匠村にあらわれる。この三名は、同年三月より元長とともに越生種痘分局で共に種痘を行つう人々であり、日頃より親しくするとともに、医師としてのグループを形成していたといえる。種痘を共同で行つてゐることからも、蘭方医学を一定水準以上で修得していた人々であろう。日記には、この四名が集まり、川越の渥美松堂を尋ね、永田という者も交え「試験規則」などを話し合つたとある。翌日には医学所を見学し帰路についている。

元長達が訪れた渥美松堂は、川越医学所の中心的人物である。明治

元年の川越藩「松平康英家中分限帳」には、「医師」として渥美春洞という者の名がある。⁽³⁵⁾ 松堂は、この春洞と何らかの関わりのある人物であろう。また、会談に同席している永田という人物は、同じ分限帳に永田文仲という名がみえ、あるいはこの文仲と同一人物かもしれない。いずれにしろ、元長達はこれより医学所と深い関わりをもつようになつたのである。

二月二十三日、川角村の小室幸民が番匠村を訪れた。元長の日記には、「川角幸民來訪、昨日入間県庁より医学所出仕之心得を以至急可罷出候旨御書付到来之由咄し有之候」⁽³⁶⁾ とある。これにより、入間県が「医学所出仕」という役務を設置し、その任に小室幸民をあてたことがわかる。

ところで、医学所での試験は入間県下で開業する在村医達に少なからず不安を与えていた。二十八日の元長の日記には、「熊井北原養患者來訪、川越医学所一條殊之外心配被致内談之由、不在不逢心外之至

ニ候」⁽³⁸⁾ との記述がある。熊井村（鳩山町）の在村医北原養患者が、試験に対する不安を隠せず元長のもとに相談に訪れてゐるのである。⁽³⁹⁾ そうしたなか、三月一日に次のような御用状が小室家に届いた。

四字、川越御役所より御用状大黒屋ノ飛脚持参

比企郡番匠村 小室元長江

出仕之心得ヲ以医学所罷出可申事

壬申二月 県庁

別紙書附之通申付候条、渥美松堂江申談可相勤候也

壬申二月 県庁

ここでは、先に小室幸民が任命された入間県医学所出仕の役務に、小室元長も就くようにとの命が下つたことがわかる。渥美松堂と相談の上勤めるようにともあり、このことからも松堂が中心となつて医学所を運営していたことがうかがえよう。この御用状を受け取つた元長は、その日のうちに川角村の幸民を訪れた。⁽⁴⁰⁾

川角之模様如何歟ト五字頃出立、川角へ罷越候処、廿四日出張之処出仕之人員不揃ニ付一ト先帰村

幸民は、出仕の命が下つたあと二十四日に川越へ赴いたらしい。ところが、同じく出仕となつた筈の在村医達が集まつておらず、ひとまず幸民は帰村していたのであつた。

幸民からの情報を得た元長は、三月二日に川越へ赴いている。⁽⁴¹⁾ 老拙十字出立川越へ行、官次郎僕たり、小川屋へ休足、昼食之処

幸民書状届居候、南川志村之諸輩昨日帰村之由、宿ヲ大黒屋ニ投

件種々内談有之候

ズ、即刻渥美宅へ罷越候処不在、三日早朝同人宅へ罷越候
川越の小川屋で休息をしていた元長は、昼食時幸民からの書状を受け取つてゐる。書状には、「南川志村」の在村医達が昨日帰村をしてゐる旨が記されていた。彼らも出仕なのである。その晩、元長は渥美松堂を訪れる。しかし、不在のため翌朝の訪問となつた。

小室幸民や小室元長は、入間県より医学所出仕に任命された。この医学所出仕の役務内容についてはのちにふれるが、ここでは、設置が先にみた明治五年十一月布達にある医師の頭取・取締役設置に先立つものであることを確認しておきたい。

三 医学所出仕と在村医達

入間県側の試験制度導入は、多くの在村医達を戸惑わせ、試験に二の足を踏ませたようである。試験を受ける医師の少なさに業を煮やした県側は、先述したように五月に改めて布達を出すことになる。

布達では、試験を受けずに開業している者に対する、「屹度可及沙汰」と处罚をもつて臨む方針を県庁が立てたことを告げていた。県側のこのような態度に在村医も真剣に対処しなければならなくなつたようである。⁽⁴²⁾

野口養賢老来ル、先年用立金貳拾両返済利金一両貳分受取証文相返候、賢司同伴酒を出ス、飯ハ毒忌二付不食、川越医学所試験一

医療の「近代化」と在村医（細野）

日記の六月十八日のこの記述によると、小瀬戸村（飯能市）の野口養賢が小室家を訪れ、医学所の試験について相談を持ちかけている。その席には桃木村の坂本賢司もいた。賢司と養賢は兄弟であった。養賢は坂本家をでて小瀬戸村野口家の養子となつていてある。⁽⁴³⁾

この時の相談の内容がどのようなものであったのかは、六月二十二日の日記によつて判明する。日記には、「老拙川越医学所へ行、野口より被頼試験病氣快方迄猶予願書差出候處、願之通被申付候」とある。つまり、野口養賢は、「病氣快方迄」という理由で試験の猶予願をすべく元長を訪れたのである。元長は、試験を拒む在村医からその猶予を依頼されるようになつてゐた。だが、元長は入間県から試験実施の推進を託されるようになるのである。⁽⁴⁴⁾

明日小沢三右衛門殿越生へ出合二付、医学所より附托有之候回達書頼遣候

今般医学所ニおるて業脉試験之義ハ、素より洋漢之無差別其応答之明不明ニ因而、優を褒し劣をして学ニ就かしめ、勉励益以て其業を研究せしめんとの事ニ候、廢業等之沙汰ニ不及、且タルタモルヒね等ノ諸業ニおける世間喜候て受授するも、腹量毫厘を誤るときハ一匙ノ下二人命を斃すに至る、実ニ可畏事ニあらずや、既ニ再度御布告有之といへとも、今以等閑ニ打過、虚飾を主張するもの有之候趣、右ニ第一國家人才教育之御趣意ニ背悖するのみならず、各其業を疎情するの辜鼓を鳴らして之を

攻之可也、因而不移時本月晦日を以期日トス、其前出頭早々可

受検査、尤事故有之ものハ其旨可被申出仕

右之趣医学所ニおるて演説有之、拙者共より最寄出業之ものヘ通達可申旨附托有之候得共、地理姓名等不分明之向も有之候ニ付、各区より回達頼入候、若此上苦渋罷在候而ハ大厅を輕侮するの責必然ニ付、長副中より精々説論速ニ出頭候様是又頼入候也

壬申七月

入間県医学所出仕

第五大区小五ノ区

入間郡川角村

小室幸民

同区小八ノ区

比企郡番匠村

小室元長

第五大区小三ヨリ七迄

名主

戸長副中

これは、七月四日の元長の日記にみられる記述である。記述では、

元長と小室幸民が医学所出仕として回達を出していることがわかる。宛先は第五大区の小三区から小七区管轄の村々であり、回達は医学所より付託をうけてのものであった。そして、この回達の内容により、医学所出仕の役務内容が明らかとなるのである。

回達の内容をみてみよう。回達には試験の目的が述べられている。

それによると、医師業脉学科試験とは、西洋医・漢方医のどちらであらうが面接の上で優秀な者は讃め、技術に劣る者には学問を修めることを促し、医学研究に精進させようとするものであることがわかる。

だが、医師の間では、回達中に「廢業等之沙汰ニ不及」とあることから、試験の結果によっては医業を廃止させるとの噂が流れていたことがうかがえる。しかし、県側には優劣を決しても廢業を命ずる意向はなかつた。回達ではまた、誤った投薬に対する戒めもなされている。

おそらく医学所出仕とは、大区ごとに数名が任命されていたのであらう。小室幸民や小室元長が医学所出仕に任命された理由は、その医療技術・経済力⁽⁴⁶⁾・名声などが考えられよう。もつとも重要であったのは、蘭方医学を一定水準以上で修得していたであろう点である。在村蘭学の担い手とされる彼らが、医療の「近代化」の推進役と期待されたのである。付託を受けた元長らは、第五大区内の在村医に受験を促使役割を期待され、近在は自身で促すと同時に戸長等を通じて区内全域に回達を出したのであつた。

しかし、元長は付託をうけるものの、依然として試験猶予の依頼が舞い込んでいた。⁽⁴⁷⁾

早起桃木賢治同道川越へ行、同人義ハ一僕共、川角へ回り幸民同道ノ積り、拙者クマイニ病用有之直ニ出越、明三字頃着ニ相成小川屋ニ而待草臥候、和泉屋ニ投宿、医学所へも罷出候處、渥美不快ニ而打臥居、併我々來訪を悦ひ直ニ床を揚ケ快後ニ及候、中尾

も同刻頃着ニ相成、小杉特斎も同断、七ツニ書面相認医学所へ差出し申候、中尾者老肺病身、坂本・小杉ハ業肺未熟、試験猶予願之通守備ニ相成候、平村内田四五平より被頼候書面も御參用ニ相成是又附紙ニ相成候。

この七月六日の日記によると、元長は坂本賢治・小室幸民らを伴い川越医学所の渥美松堂を訪れた。そこへ、中尾村（滑川町）横田氏・小杉村（越生町）小林得斎なども訪れた。⁽⁴⁸⁾ そして、横田は老体病身のため、坂本賢治や小林得斎は医術が未熟なため猶予願を出している。坂本は、実は未だ受験をしていなかつたのである。平村の内田からも試験猶予願が行われた。この時、元長は同席して渥美松堂に彼らの試験猶予願を仲介したものと思われる。

以上の動向に明らかなるように、医学所出仕の在村医達は、県側から施策の推進を期待されるとともに、受験を迫られる在村医側からはその猶予を可能とする役割を期待されていたのであつた。

では、なぜ元長達出仕の医師は試験猶予願仲介の役割を期待されるようになつたのであるうか。

ここでまず注目したいのは、猶予を元長に依頼してきたのが必ずし

も元長と同一の大区の医師ではなかつた点である。元長は第五大区居住である。だが、それぞれの医師の居住村をみると、熊井村は第五大区六小区、小瀬戸村は第四大区七小区、中尾村は第六大区三小区、小杉村は第五大区七小区であつた。⁽⁴⁹⁾

医学所出仕は、居住する大区内の医師に受験を促した。それに対

し、試験猶予は別の大区からも依頼された。このことは、入間県で設定をされた大区という枠組みを越えた医師同士のつながりを示す。その背景には、入間県が置かれる以前よりの地域医療の実情があった。元長ら在村の医師達は、父祖の代より日常的な医療活動を行うにあたつて協力関係にあつた。治療にあたつては立ち会いや交代が行われ、医療情報の共有化をはかるなどといった医療提携網が形成されていたのである。⁽⁵⁰⁾ そうした協力関係を中心とする日頃よりの交誼は、医師業肺学科試験実施といった局面において便宜をはかる関係を区制を越えて生み出した。入間県側が出仕という役目を与え期待したのは、管下の衛生行政「近代化」の推進主体としてのものである。だが、交誼のある在村医からは、「近代化」を阻むことになる行動を求められたのである。明治初期の県政において、「近代化」を推進する施策は、「前近代」社会のしがらみがその実施を遅らせることとなつたのであつた。

むすびにかえて

入間県は、設置されていた期間が短いものの、現在の埼玉県域西部がはじめてひとつつの管轄のもとに統合された県域である。冒頭でもふれたように、その施策は、当該県域が江戸時代以来内包していた諸問題への対応を示してくれよう。もちろん、その施策内容は、施策遂行者の個性によるところも大きく一概にはいえない。本稿に即していう

と、衛生行政が行われた理由を明らかにする必要があるが、それは今後の課題となつた。

当該県域は、一三郡一五県が統合され、江戸時代には「大領・旗本領・藩領が錯綜しているため、医療をめぐる統一した施策の実施などおぼつかなかつた。そのような地域性を有する入間県域で、衛生行政の諸施策は行われた。その過程は、試験実施や種痘施行などにみる医師の組織化をともなつた。だが、皮肉なことに、錯綜地域であつても交誼を結んでいた在村医達によつて、その推進が停滞することにもなつたのであつた。在村蘭学は、医療「近代化」の推進役となりつつ、その反対のことも求められるというあい矛盾する存在であつた。ここに、ただ「近代化」の担い手ともて離される人々の苦惱を見ることができるよう。そして、医療における上からの「近代化」と地域医療の現実との間の乖離を知ることができるのである。

こののち、入間県を統合した熊谷県では、明治七年に医務統轄の衛生局が設置される。同年四月、医務規則が定められ医師の開業試験が実施されることとなるのであつた。

(1) 入間県政については、入間県の大小区制にふれた渡辺隆喜「府県制成立期の地域支配—入間・熊谷・埼玉県の場合—」(『埼玉県史研究』二五号、一九九〇年)をはじめ、「新編埼玉県史」、「埼玉県行政史」等で簡単に触れられてはいるものの、その実態はほとんど明らかにされてはいない。

(2) 芳賀明子「府県統廢合と文書移管」(本号所収)。

(3) 明治初期の医療行政に関しては、酒井シヅ「日本の医療史」(東京書籍、一九八二年)等を参照されたい。なお、近県の動向としては、阿久津宗二「群馬県における明治前期衛生行政の推移」(『双文』四号、一九八七年)等がある。

(4) 田崎哲郎「在村の蘭学」(名著出版、一九八五年)、青木歳幸「在村蘭学の研究」(思文閣出版、一九九八年)ほか。

(5) ただし、入間県として実際に機能していたのは明治五年三月からであり、こののちの熊谷県支配は入間・群馬両県事務取扱所が熊谷におかれたことで明治六年三月には成立していたといわれている(『新編埼玉県史 通史編5 近代1』一九八八年)。そのため、入間県政といいう期間は、明治五年三月からの一年ほどの間といえるのかも知れない。

(6) 「新編埼玉県史 通史編5 近代1」(一九八八年)。

(7) 入間県庁文書は、現在そのほとんどが廃棄処分とされてしまつてゐるのに、入間県庶務課の「管下布告留」(埼玉県立文書館収蔵行政文書明三六八〇、以下「管下布告留」)がある。これは、庶務課で作成した明治五年の布達の稟議書である。この「管下布告留」に衛生行政に関わる布達類の稟議を確認することができるため、衛生行政を担つていたのが庶務課であることがわかる。

(8) たとえば、旧川越県域において入間県の名で出される布達は、十二月二十八日付のものが最初である(埼玉県立文書館収蔵林家文書一三八九「御用記録」)。

(9) 埼玉県立文書館収蔵小室家文書一九六〇「明治五年 窺天錄」、「竊天錄」は、比企郡番匠村の小室元長が布達類を編纂したものである。なお、「管

註

下布告留」にこの布達をみると、布達が十一番目に立案されていることがわかる。それより前に要議が行われている施策は、盜品の質流れ禁止など僅かであり、医学所設置の裏議がいかに早期に行われたものであるかがうかがえよう。

- (10) 小室家文書二九六〇「鏡天錄」明治五年。
- (11) 内閣記録局編『法規分類大全』二八卷（原書房、一九七九年）。
- (12) 「埼玉県行政史」第一卷、一九八九年。
- (13) 「埼玉県行政史」第一卷、一九八九年。
- (14) 「栃木県史 史料編 近現代」（一九七六年）。
- (15) 青木歳幸「在村の蘭学と地域医療の近代化」（註4同氏著書所収）。
- (16) 埼玉県立文書館収蔵平山家文書一三四五「御触達書留」ほか。
- (17) 「管下布告留」。
- (18) 小室家文書二九六〇「明治五年 瞬天錄」。
- (19) 明治五年「御用留 拾番」（富士見市史調査報告書第十一集『横田正志家文書（三）』一九九一年）。
- (20) 内閣記録局編『法規分類大全』五八卷（原書房、一九八一年）。
- (21) 明治五年「御用留 拾三番」（富士見市史調査報告書第十一集『横田正志家文書（三）』一九九一年）。
- (22) 「管下布告留」。
- (23) 入間県下における種痘の様子は、拙稿「幕末明治初期の埼玉県域における種痘の様相」（『国立歴史民俗博物館研究報告』一一六集、二〇〇四年所収）を参照されたい。
- (24) 埼玉県立文書館収蔵根岸家文書九八三「御布令録」など。
- (25) 「管下布告留」。
- (26) 内閣記録局編『法規分類大全』二八卷（原書房、一九七九年）。
- (27) 「管下布告留」。
- (28) 埼玉県立文書館行政文書明九〇七「官房部 履歴」。
- (29) 「管下布告留」では、衛生行政関係の布達に宮城の裁可印が必ずといってよいほど押されている。
- (30) 小室元長が行つた医療活動の内容については、拙稿「幕末・明治初期の地域医療－在村蘭方医小室家の活動を通して－」（北原進編『近世における地域支配と文化』大河書房、二〇〇三年）を参照されたい。
- (31) 小室元長の日記は、現在埼玉県立文書館に収蔵されている「小室家文書」中のものである。
- (32) 小室家文書一五一「不如学斎日記」一 明治五年二月十日条。
- (33) 小室家文書一五一「不如学斎日記」一 明治五年二月十六日条。
- (34) 毛呂山町歴史民俗資料館特別展図録「蘭学事始～蘭医安藤文澤・太郎父子とその周辺～」（一九九五年）。
- (35) 埼玉県史調査報告書「分限帳集成」（一九八七年）。ちなみに、渥美春洞は、分限帳から年齢が三六歳、拾人扶持で本道（内科）の医師であることがわかる。
- (36) 永田文仲は、十五人扶持の医師で、本道・針灸・外科兼種痘分館世話役・種痘師の肩書きをもつていて。当時二八歳であった。
- (37) 小室家文書一五一「不如学斎日記」一 明治五年二月二十三日条。
- (38) 小室家文書一五一「不如学斎日記」一 明治五年二月二十八日条。
- (39) 小室家文書一五一「不如学斎日記」一 明治五年三月一日条。
- (40) 小室家文書一五一「不如学斎日記」一 明治五年三月一日条。
- (41) 小室家文書一五一「不如学斎日記」一 明治五年三月二日条。
- (42) 小室家文書一五三「不如学斎日記」三 明治五年六月十八日条。
- (43) 飯能市郷土館特別展図録「飯能の村医者～幕末・明治の医療～」（一九

九五年）。なお、野口養賢は明治二十二年（一八八九）まで存命している。

(44) 小室家文書一五三「不如学斎日記 三」明治五年六月二十二日条。この

前日、「野口養賢老より医学所之義ニ付実印子息ニ為持遣候」とあるように、養賢の子が猶予願書に押す実印を持参していた。

(45) 小室家文書一五三「不如学斎日記 三」明治五年七月四日条。

(46) たとえば、小室家の江戸時代における経済活動の様子は、拙稿「在村医の家業と經營」（『立正大学大学院年報』一九号、二〇〇一年）を参照さ

れたい。

(47) 小室家文書一五三「不如学斎日記 三」明治五年七月六日条。

(48) 七月三日の日記によると「原久三郎相頼、中尾横田へ書状、六日出県之由申遣候處、無相違出會可申事ニ答書來ル、小杉小林得斎江も同断幸便有之申遣候、平村内田五郎兵衛へも医学所試験一條峰岸迄申贈候、明日中ニ挨拶有之趣ニ御座候」（小室家文書一五二「不如学斎日記 三」とあり、元長が彼らを医学所に呼び出したことがわかる。

(49) 「入間県管轄大小区画村名記」（新編埼玉県史資料編19 近代・現代 1 政治・行政1）（一九八三年）。

(50) 小室家をめぐる医療提携網については、拙稿「近世後期の地域医療と蘭学—在村医小室家の医業を中心に—」（『埼玉地方史』四三号、二〇〇〇年）を参照されたい。